

別添 1

# 様式集

豊橋市 区画整理課

—目次—

内容		掲載ページ
様式第 1	保留地買受申込書	1
様式第 1 - 2	申込人情報（個人又は連名による申込みの場合）	2
様式第 1 - 3	申込人情報（法人・その他の団体の場合）	3
様式第 2	誓約書	4

様式第 1  
(様式第 6 号)

保 留 地 買 受 申 込 書

年 月 日

東三河都市計画事業豊橋牟呂坂津土地区画整理事業

施行者 豊橋市

代表者 豊橋市長 長坂 尚登 様

住 所

(所在地)

ふりがな

申 込 者 氏 名

(名称及び代表者名)

電話番号 ( ) -

東三河都市計画事業豊橋牟呂坂津土地区画整理事業に係る保留地を買い受けたいので、下記のとおり申し込みます。

記

1 買受希望の対象保留地及び申込価格

東三河都市計画事業豊橋牟呂坂津土地区画整理事業に係る保留地

街 区	画 地	地 積	申込価格	摘 要
		m <sup>2</sup>	円	

2 土地の利用目的

3 添付書類

身分(身元)証明書、登記されていないことの証明書及び住民票謄本の写し(法人にあつては、履歴事項全部証明書)、市税の滞納がないことの証明書及び誓約書各 1 通

様式第1-2 (個人又は連名(共有)による申込みの場合)

申 込 人 情 報

住 所	(〒 - )		
(ふりがな) 氏 名	( )		
生年月日	(大正・昭和・平成)	年	月 日
戸籍上の性別	男 ・ 女	電話番号	( ) -

※ 連名(共有)による申込みの場合は、全員記載してください。

住 所	(〒 - )		
(ふりがな) 氏 名	( )		
生年月日	(大正・昭和・平成)	年	月 日
戸籍上の性別	男 ・ 女	電話番号	( ) -

住 所	(〒 - )		
(ふりがな) 氏 名	( )		
生年月日	(大正・昭和・平成)	年	月 日
戸籍上の性別	男 ・ 女	電話番号	( ) -

住 所	(〒 - )		
(ふりがな) 氏 名	( )		
生年月日	(大正・昭和・平成)	年	月 日
戸籍上の性別	男 ・ 女	電話番号	( ) -

住 所	(〒 - )		
(ふりがな) 氏 名	( )		
生年月日	(大正・昭和・平成)	年	月 日
戸籍上の性別	男 ・ 女	電話番号	( ) -

様式第1-3 (法人・その他の団体の場合)

申 込 人 情 報 (役員一覧)

商号及び名称				
所在地				
役員等に関する事項				
役職名	(ふりがな) 氏名	戸籍上 の性別	生年月日	住所
	( )	男・女	大正・昭和・平成 年 月 日	
	( )	男・女	大正・昭和・平成 年 月 日	
	( )	男・女	大正・昭和・平成 年 月 日	
	( )	男・女	大正・昭和・平成 年 月 日	
	( )	男・女	大正・昭和・平成 年 月 日	
	( )	男・女	大正・昭和・平成 年 月 日	
	( )	男・女	大正・昭和・平成 年 月 日	
	( )	男・女	大正・昭和・平成 年 月 日	
	( )	男・女	大正・昭和・平成 年 月 日	
	( )	男・女	大正・昭和・平成 年 月 日	
	( )	男・女	大正・昭和・平成 年 月 日	
	( )	男・女	大正・昭和・平成 年 月 日	
	( )	男・女	大正・昭和・平成 年 月 日	

注) 役員等に関する事項は、監査役、監事等を含む役員すべてを記載してください。

誓約書

令和 年 月 日

東三河都市計画事業豊橋牟呂坂津土地区画整理事業

施行者 豊橋市

代表者 豊橋市長 長坂 尚登 様

住所

(所在地)

氏名

(名称及び代表者名)

私もしくは当法人及び当法人役員等は、豊橋市が実施する保留地（宅地）売却の申込みに当たり、下記の事項を誓約します。これらが事実と相違することが判明した場合には、当該事実に関して貴市が行う一切の措置について異議の申立てを行いません。また、「豊橋市が行う事務又は事業からの暴力団排除に関する合意書（平成26年3月26日、豊橋市長・愛知県豊橋警察署長締結）」に基づき、排除措置対象法人等に該当するか否かの確認のため、貴市が（法人にあつては役員等全員の）住所、氏名、生年月日、性別について、豊橋警察署に照会することについて承諾します。

記

1 次のいずれにも該当しません

- (1) 市税を滞納している者
- (2) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項に規定する者
- (3) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第2項各号のいずれかに該当し3年を経過しない者及びその者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者
- (4) 「豊橋市が行う事務又は事業からの暴力団排除に関する合意書（平成26年3月26日、豊橋市長・愛知県豊橋警察署長締結）」に基づく排除措置を受けている者
- (5) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項に規定する風俗営業若しくは同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業又はその他これらに類する業に供しようとする者
- (6) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団の事務所若しくは無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成11年法律第147号）第5条に規定する観察処分を受けた団体の事務所又はその他これらに類するものの用に供しようとする者
- (7) 破壊活動防止法（昭和27年法律第240号）第5条第1項第3号に規定する処分若しくは同法第7条に規定する解散の指定を受けた団体の事務所又はその他これらに類するものの用に供しようとする者
- (8) 土地区画整理事業に関する事務に従事する職員

2 案内書、物件調書、売買契約書（案）及び売買物件の法令上の規制等、すべてを承知のうえ申込みしますので、後日これらの事項について豊橋市に対して一切の異議及び苦情を申し立てません。

3 買い受けた保留地については、案内書「4 契約に付す条件（1）用途制限」に該当する用途では使用いたしません。